

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準

1 趣旨

次の基準に適合するものは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

2 基準

建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項各号のいずれかに該当し、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。）が500平方メートル以内で、用途及び敷地がそれぞれ次に掲げる基準に適合すること。ただし、その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の静岡県建築基準条例（以下「条例」という。）第12条、第13条、第48条及び第49条の2に限る。）で制限が付加されているものを除く。

(1) 省令第10条の3第1項第1号に該当するもの（公共の用に供する道）

次の各号の一に該当する公共の用に供する道に2メートル以上接する敷地に建築する法別表第1（イ）欄（1）項に掲げる用途以外の用途に供する建築物

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する幅員4メートル以上の公共の用に供する道（以下「公有地等」という。）

ただし、当該公有地等を法上の道路とみなしたときに、法第52条第2項及び法第56条各項の規定に適合すること

(ア) 地方公共団体が管理し、使用承諾又は同意が得られた道

(イ) 土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用道路で、管理者の使用承諾又は同意が得られたもの

イ 敷地と道路との間に河川、水路、国又は地方公共団体が管理する公有地（以下「水路等」という。）がある場合で、次の(ア)から(エ)のいずれにも該当する通路

(ア) 水路等に幅2メートル以上の橋や蓋等が設けられている部分（以下「占用部分」という。）

で、当該占用部分が一般通行の用に供されていること（水路等の管理者の承諾又は占用許可を受けており、通行に支障となる構造物がない場合に限る。）

(イ) 占用部分が接する道路を前面道路として、法第52条第2項の規定に適合するもの

(ウ) 水路等の部分を前面道路の幅員に加算して、法第56条各項の規定に適合するもの

(エ) 道路は法第42条第1項各号に該当する道路であること

(2) 省令第10条の3第1項第2号に該当するもの（道に関する基準に適合する道）

次の各号のいずれにも該当する道に2メートル以上接する敷地に建築する一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2（イ）項第2号に掲げる用途に供する建築物

ア 省令第10条の3第1項の施行日（平成30年9月25日）以前から存在する、富士宮市建築基準法施行細則（平成8年富士宮市規則第18号）第14条及び「富士宮市道路の位置の指定基準」（平成9年4月1日富士宮市都市整備部長決裁）に適合する道であること

イ 省令第10条の4の2第2項に掲げる承諾書が申請書に添付されていること（道の敷地となる土地の所有者及び権利を有する者並びに道を管理する者の承諾書）

ウ 当該道を前面道路とみなして、法第52条第2項及び法第56条各項の規定に適合すること

3 その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この基準は平成31年3月20日から施行する。

附則 この基準は令和6年4月1日から施行する。